平成２０年（フ）第１２７号
島根県出雲市灘分町2296番地１
破産者　西尾建設株式会社
１　決定年月日　平成21年７月３日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
松江地方裁判所出雲支部
平成１８年（フ）第６２１号
秋田市飯島字坂道端25番地５
破産者　株式会社佐野組
１　決定年月日　平成21年７月６日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
秋田地方裁判所民事第２部
平成１９年（フ）第３７９号
福島市飯坂町平野字殿田82番地
破産者　半田運輸整備株式会社
１　決定年月日　平成21年７月６日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
福島地方裁判所
平成２０年（フ）第２２１号
福島県会津若松市中島町２番52号
破産者　有限会社アジアン・ジャパン
１　決定年月日　平成21年７月６日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
福島地方裁判所会津若松支部破産係
平成２０年（フ）第４８７号
最後の住所愛知県安城市榎前町北榎25番地１
破産者　被相続人加藤近衛相続財産
１　決定年月日　平成21年７月６日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係
平成１９年（フ）第２３１号
愛知県豊橋市南松山町26番地
破産者　都製菓株式会社
１　決定年月日　平成21年７月６日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所豊橋支部
平成２０年（フ）第１８号
宮崎県延岡市旭ヶ丘２丁目４番地５
破産者　黒竹建設株式会社
１　決定年月日　平成21年７月６日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
宮崎地方裁判所延岡支部

破産手続終結及び免責許可決定

平成１７年（フ）第７５号
秋田県仙北市角館町雲然田中277番地２
破産者　藤原　重實
１　決定年月日　平成21年７月７日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所大曲支部

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２１年（フ）第６２４号
兵庫県西宮市名塩南台１丁目２番地２
破産者　本谷　武人
１　破産債権の届出期間　平成21年８月10日まで
２　一般調査期日　平成21年９月10日午後３時30分
平成21年７月６日
大阪地方裁判所第６民事部
平成２１年（フ）第２４１３号
兵庫県尼崎市富松町４丁目27番27号
破産者　小玉　芳樹
１　破産債権の届出期間　平成21年８月10日まで
２　一般調査期日　平成21年10月29日午後３時30分
平成21年７月６日
大阪地方裁判所第６民事部
平成２１年（フ）第３７４２号
大阪市住吉区遠里小野６丁目10番17号
破産者　吉備木材工芸株式会社
１　破産債権の届出期間　平成21年８月11日まで
２　一般調査期日　平成21年９月17日午後３時
平成21年７月６日
大阪地方裁判所第６民事部
平成２０年（フ）第７６６号
宮崎市大字島之内7486番地１　セジュール友201号
破産者　桃園ひとみ（旧姓瀬野）
１　破産債権の届出期間　平成21年８月14日まで
２　一般調査期日　平成21年10月13日午前10時
平成21年７月７日　宮崎地方裁判所破産係
平成２０年（フ）第３３７号
埼玉県春日部市備後東１丁目６番12―101号
破産者　南雲　繁治
１　破産債権の届出期間　平成21年８月17日まで
２　一般調査期日　平成21年９月11日午後４時
平成21年７月３日
さいたま地方裁判所越谷支部破産係
平成２１年（フ）第１９５号
さいたま市桜区田島２丁目４番24―405号、旧住所埼玉県川口市栄町２丁目５番16―601号　ダイアパレス川口アーバンスクエア
破産者　田中　保壽
１　破産債権の届出期間　平成21年８月31日まで
２　一般調査期日　平成21年10月19日午後２時
平成21年７月６日
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

債権者集会招集

平成２０年（フ）第２２１号
愛媛県松山市谷町甲202番地６
破産者　大西　正親
１　期日　平成21年９月14日午後１時15分
２　会議の目的　破産管財人の任務終了による計算の報告
平成21年７月７日　松山地方裁判所
平成２１年（フ）第４１号
愛知県岡崎市井ノ口町字河原西45番地、開始決定時の住所愛知県岡崎市井ノ口町字河原西42番地１　コーポひまわり101
破産者　宮西　治義
１　期日　平成21年８月３日午後３時50分
２　会議の目的　破産手続廃止に関する意見の聴取、破産管財人の任務終了による計算の報告
平成21年７月７日
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２０年（フ）第２４１号
石川県白山市湊町６―35―２、開始時の住所福井県坂井郡春江町江留上錦19番地１
破産者　髙橋　和彦
免責意見申述期間　平成21年８月25日まで
平成21年７月６日
福井地方裁判所民事部破産係
平成２１年（フ）第２２６号
石川県白山市木津町32番地
破産者　田中　瑞夫
免責意見申述期間　平成21年９月30日まで
平成21年７月６日　金沢地方裁判所

特別清算協定認可

平成２１年（ヒ）第２０３６号
東京都渋谷区代官山町10番12―404号
清算株式会社　株式会社未来光沢
代表清算人　赤羽　健也
１　決定年月日　平成21年７月３日
２　主文　次の協定を認可する。
協定
１　清算株式会社は、別紙記載の協定債権者（ただし、第５項の債権者を除き、以下「協定債権者」という。）に対し、５万円以下の部分を、本協定の認可の決定が確定した日から１か月以内に弁済する。
２　清算株式会社は、協定債権者の有する協定債権のうち５万円を超える部分につき、換価代金から必要な費用を控除した残額を、各協定債権額に応じて按分して弁済する。
３　各協定債権者は、前２項による弁済を受けたときは、清算株式会社に対し、各協定債権の総額から各弁済額を控除した残額につき、その債務を免除する。
４　前項の弁済の後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算人は直ちにこれを換価して、換価代金額から必要な費用を控除した残額の全部を協定債権者らに対し、その残債権額に応じて按分して支払う。
この場合、協定債権者らがした前項の残債務免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。